

大阪府立中央図書館書籍搬送機改修工事

随意契約及び比較見積省略理由書

当館に設置している書籍搬送機（バーチカルコンベア）については、機械設計及び制御ソフトウェアに至るまで株式会社日本シューター大阪支社（以下、「日本シューター」という。）での特有の技術で構築したものであり、設計図面や調整技術等は日本シューターのみが保有し、代理店等による施工及び保守を一切行っていない。また、改修内容については、プログラムを内蔵した制御部品の更新と既存の機械部分を利用したシステムの再構築であり、前述のとおり日本シューター以外の施工は不可能である。

以上を踏まえ、同社から見積書を徴したところ、予算の範囲内であり適正と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とすることとし、府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積書を省略する。

[大阪府財務規則の運用抜粋]

第62条関係

2 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、次に掲げるものについては、契約の相手方の見積書を徴取し、予定価格と対査して当該価格が適当であるかどうかを検討し、価額が適正と認められるものについては比較見積を省略することができる

(1) 特定の者でなければ履行できないもの